

# 静岡市学生スクールボランティアの活動に関する注意事項

静岡市教育委員会  
(事務局教育局学校教育課)

## 1 活動全般に関すること

- (1) 学生スクールボランティアは、子どもたちから見れば「先生」です。児童・生徒の模範となるように教員同様、言動や服装には十分留意してください。
- (2) 活動を通して知り得た個人情報等は、外部に漏らしてはいけません。活動終了後も同様です。(守秘義務)
- (3) 体罰やセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び子どもの人権を傷つけるような言動は絶対に許されません。学校、子ども、保護者等の信頼を損ねる言動もしません。
- (4) 健康管理には十分留意し、体調がすぐれない場合や感染症の疑いのある場合などは活動を控えてください。
- (5) 大学や学校の方針に従います。

## 2 支援に関すること

- (1) 担当教員と支援活動の内容を打ち合わせた上で、教員と一緒に児童・生徒に対応してください。
- (2) 教科指導または生徒指導上わからない内容については、学級担任や教科担任に相談してください。
- (3) 地震発生や不審者侵入等の緊急時は、学校等の指示に従ってください。

## 3 個人情報の保護に関すること

- (1) 個人のパソコン・USBメモリ・カメラ等の学校への持ち込みは、禁止されています。個人情報の持ち出しも同じく禁止されています。どのような記録を取る場合でも(活動記録ノート、座席表、記録写真等)、個人情報を扱っているということに十分留意してください。
- (2) 活動記録ノート、座席表等を利用する際は、必ず支援先の学校(管理職及び担任)に許可を得ましょう。
- (3) 子どもの写真やワークシート等、学校に無断でレポート等に添付し、公表することも禁止されています。
- (4) 記録の保管や持ち出しには十分留意してください。不用意な持ち出し等で、他人の目に触れたり、紛失したりすることがないように、厳重に管理願います。
- (5) 個人情報を保護のためにも、個人が特定されないような工夫が必要です。学校名や子どもの名前は記載せず、イニシャルなどを用いましょう。
- (6) パソコン等で記録を保存する場合には、たとえイニシャルでの記載であっても、必ずファイル自体にパスワードをかけるなどの配慮も大切です。
- (7) 実践報告会等において、学生間で情報交換をする場合も、個人情報の保護について十分留意願います。

## 4 その他

- (1) 学校等で決められた活動開始及び終了時刻を守ってください。
- (2) 欠席、遅刻、早退をする場合は、事前に学校の担当等に連絡してください。
- (3) 名札(学校等から配付)を着用してください。
- (4) 活動参加時に車、バイク等を使用する際は、交通法規を守り、安全運転を心がけてください。
- (5) 教職員や児童・生徒へは気持ちのよい挨拶をしましょう。
- (6) 学校敷地内は、終日禁煙です。
- (7) ボランティアとしての活動を越えて、児童・生徒と接触することは禁止します。
- (8) 活動中の事故については、教育委員会が取りまとめて加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」が適応されます。ただし、本保険は過失における賠償責任については対象外となるため、必要に応じて、大学又は本人が保険に加入してください。